


### 第 13 回施設建設選定部会（第 1 部会）

招集年月日	平成 17 年 11 月 8 日（火）					
招集場所	南部総合福祉センター2 階会議室					
開会時間	午後 3 時 00 分					
閉会時間	午後 5 時 00 分					
出席員 及び 欠席委員  〔出席委員 12 名〕 〔欠席委員 4 名〕	委員 番号	氏 名	出席 の別	委員 番号	氏 名	出席 の別
	1	大城弘明	○	9	屋比久智幸	○
	2	赤嶺要善	×	10	宮平正和	○
	3	比屋根正義	×	11	高平兼司	○
	4	米増正行	○	12	照喜名 悟	○
	5	石嶺真潤	○	13	古我知 浩	○
	6	玉代勢兼勇	×	14	大城 静江	○
	7	比嘉徳吉	○	15	大里綾子	○
	8	佐久川政信	○	16	寄川 順美	×
会議に出席した 事務局の職・氏名	事務局長	玉 寄 長 市				
	室 長	新 里 敏 昭				
	主 査	山 内 昌 直				
	主 事	知 念 正 樹				
	嘱 託	片 野 勸・崎 山 正 美				
その他会議に 出席した者	コンサルタント	神 谷 敦				
	マスコミ	沖縄タイムス				
	傍聴人	1名				
会議に付した事件 及び議決内容	別紙のとおり					
						

## 第 13 回施設建設選定部会（第 1 部会）

### 会 議 録

#### 【協議事項】

#### 1. 候補地の絞込みについて

(1) 5 候補地から 3 候補地への絞込み方法に関して

(2)           "           作業フローと課題（整理）

#### 2. 合同意見交換会の開催について

- ① 時間はかかるが、用地選定を振り出しに戻して、ごみの減量による用地の選定をしてはどうか（地域にごみ減量を競わせて、一番減量できなかった地域から候補地を挙げていく方法）。
- ② 今回の提案（意見交換会等ができない地域は候補地に残る）は、これまでの部会の考え方から変化してきている。当初の考え方とおおり、意見交換会を実施して選定すべきである（議会等に説明できない）。
- ③ 今回の提案は、最終手段であると思うが、まずは意見交換会ができるように努めるべきである。
- ④ 第 1 部会として、意見交換会をしないからと言ってその地域を残すことができるのか（住民に対し説明ができない）。
- ⑤ 前回の会議で確認された事項（合同意見交換会の調整）が十分でない。もっと努力をすべきである。
- ⑥ あらゆる角度から意見交換会ができるように模索して開催できるように努めるべきである。また、意見交換会の調整が事務局だけで厳しいのであれば、市町村長、助役等が調整することも必要ではないか。
- ⑦ 意見交換会の開催は合同ではなく、まずは個別に開催できるように努力すべきではないか。

※ 意見交換会は、候補地ごとに開催する。またその調整については、南廃協（全委員）及び当該市町村（市町村長及び助役対応）が責任をもって、開催できるよう日程調整を行う。

#### 3. その他

## 議事録

### 宮平部会長

皆さん、こんにちは。

それでは、第一部会（施設建設選定部会）の第 13 回目の検討会を始めたいと思います。早速、会議に入っていきます。まずは前回会議の確認です。事務局のほうお願いします。

### 事務局

それでは前回会議録の確認をしていきたいと思いますが、今日は時間の都合上この議事録の要点の報告で終わらせていただきます。先ず取り組みの動向については、以下 6 点ほど連続的な意見だったということで明記しております。※印の部分、5 候補地の意見交換は個別に実施するのではなくて、一箇所に集めて合同で開催するよう事務局にて日程の調整に努めていただきたいという決定事項でありました。開催ができない場合は、その理由も含めて今後の進め方など議会で再検討していこうという考えでありました。

次に協議事項の 2 番目、候補地の絞り込み事項について。ここで確認された事項※印の評価については、次回以降の議会で検討してみるという計画がなされております。簡単ではございますが、以上です。

### 部会長

会議録の確認ですが、何かありますか。（「進行」の声あり）

それでは次に、協議事項です。1 番目の候補地の絞り込みについて、資料に 2 と 3 があるのですが、一括して協議をしていきたいと思います。では事務局、お願いします。

## 住民の意見をどう反映させるか

### 事務局

皆さん、資料 2 と資料 3 は同じ内容で使いますので合わせて説明いたします。先ず現状は 5 候補地から 3 候補地に絞り込むに当たってペースを落としていると言いますか、暗礁に乗り上げている、進まない状況にありますので、どうやって進めていくかということなのですけれども、その辺の整理をしまして事業を進めていく関係から方法をご提案したいと思います。

先ず資料 2（A 4）からご説明します。1 番、5 候補地から 3 候補地への絞り込み作業フロー及び課題の整理ですが、現状でいろいろ課題が出ておりますので、それは図のほうでご説明いたします。現状は 5 候補地のうち 4 候補地の地区に対して住民説明会が終わりまして、住民説明会に関してはその他 2 地区の糸満市と東風平の伊敷地区、その 6 地区に関しては住民説明会を終えております。ただ、玉城村の垣花地区に関しては住民説明会を

開催できていない状況であります。ここに1から5に関して、これは意見交換会ですけれども、4番の糸満市真栄里地区に関しては10月23日に開催しております。絞り込みから最終的な予定地決定に至るまで、住民の意見を反映させることが非常に重要な要素なのですけれども、住民の意見をどう反映させるかというものは本来、合意形成に使うべきものが、残念ながら今の段階は候補地から除外することになってしまっている状況があります。尚且つ垣花に関しては、意見交換会も現地踏査も難しいことが予想されております。そういう状況で事業がストップしているような状況ですので、資料3（A3）の図につきましてご説明いたします。

5候補地から3候補地への絞り込み作業。これは真ん中に載せておりますこのライン、これは上から下までストーンと落ちていけば、テーブル3つになるのですけれども、ただこれは横・右側に引かれていくとありまして、うまくない状態になります。ちょっと線が薄いのですが、四角いものがイベントになります。ひし形になっておりますのが、うまくいけば下にいきまして、うまくいかないと右側に引かれるかたちになります。現状は申し上げましたように、住民説明会は垣花地区以外実施しております。垣花だけ右側に弾かれるかたちになるわけです。その下の緑色のラインが現状の線になりまして、最終的にこの緑のラインが下までいきますと、無事完了になるのですけれども、今ここで引っかかっている状況になっています。真栄里地区に関しては意見交換会ができましたので、そのことに関しては一部完了で下にラインを入れております。第一部会と候補地の住民間との意見交換会につきましては、真栄里は完了したのですが、その他の地区はどうも拒否の意向が強いということで、また垣花のほうもそのままいくと、住民説明会も意見交換会もないような状況になります。こういう状況に対して前回の部会では、合同の意見交換会をやってはどうかという案が出されまして、もしこれが開催されれば緑の点線で示しております従来のラインに戻れるかたちになりますので、何かのかたちで意見交換会はできたと、住民の声を聞くことができたという判断になります。それが未だできないことが赤いラインで下までおりていくかたちになります。今後、現地踏査と5候補地の評価と最終的には絞り込みを行って理事会へ報告する3候補地を選定していくのですが、現状で分かっている課題は黄色で示している4点になります。

先ず課題1は意見交換会の関連ですが、意見交換会での住民意見をどのように反映させるか、結果的にはどう評価するかということになりまして、これは前々回の宿題で残っております。2点目の課題2として、5候補地の評価から下にいくラインのところなのですが、第一段階評価と似たような項目で評価しても前回と同じ結果になるのではないかという懸念がございました。右側の課題3は連動してますので、同じ内容なのですが、仮に意見交換会を実施できなかった場合、住民の意見をどう反映させるのかができないということと、真栄里地区は既に実施していますので各候補地との公平性が確保し辛いという課題が出てきます。それと現地踏査に入れなかった場合、どういうふうに評価していくのか、最終的に絞り込む作業ができない課題がございました。この4点に対して解決していこうと

思うのですが、また資料2に戻りまして、2頁目になります。

課題1の解決方法の検証です。課題1とは住民の意見をどう反映させるか、どう評価するかなのですが、前々回の第一部会では二通りの1と2の方法を提案しておりました。一つ目は住民の意見を評価項目として追加してABC評価で採点する方法を提案しております。この問題点は、反対意見を多く出せば評価が低くなって、逆に冷静に事務局の意見を聞く姿勢を示すと評価が高くなりますので、反対運動を助長する恐れがあることと、垣花の反対意見が正式に反映されづらくなりますので、最も反対が強い地区が逆に高評価になる矛盾が生じてしまいます。二つ目が、住民の意見を無理に点数にするのではなくて、こういう意見がありましたということ載せて理事会に上げる方法です。これの問題点は、第一部会としての最終的な判断はされませんので、結論を先送りするかたちになります。ですから、結果的には現地踏査の評価結果は第二段階の評価結果がそのまま適応されるかたちになるので、住民の意見が反映されない恐れがあります。こういう問題がありますので、今回新しい評価方法として(3)を追加しておりますが、これは意見交換会での住民の意見を総合的に判断して次の項目から該当するものを選ぶ方法が一番良いのではないかと思います。ですから、意見が10出ても1つでも結果は同じという考えです。それで赤色と青色に分けておりますけれども、赤のAは合意形成が非常に難しいことを表しております。逆にFというのは合意形成がしやすいことを表しております。先ずA、一番に事業として難しいという表現ですが、地域特有の問題があって、条件ですとか技術面で解決を図ることが困難であるなど判断がされる場合であります。ここの候補地は相応しくないと、これは意見交換会でしか分かりませんので、こういう判断がされた場合がAになります。Bが事業に対する理解ですけれども、協力意識が非常に低くて感情的に嫌だという意識があって話し合いを続けても解決することが難しいという判断です。これはその次の事業を困難にさせる位置づけになっております。そしてCが事業に対して一定の理解を示してはいるものの、やはり嫌悪感があって話し合いを続けても解決することは難しいというものがCの結果になります。基本的にこのABCは、事業として合意形成が難しいとの判断になります。逆に下のDEFですが、Dは事業に対して一定の理解や協力意識は示していて、尚且つ先進地視察ですとか振興策等いろいろな条件を提示することで解決を図ることができる可能性があると、判断できたらDとなり、Eの場合は理解ですとか協力意識は低いのですが、それが先入観や誤解によって反対している場合は誤解が解けると、事業が非常にスムーズにいくという事例が多いので、これはDよりも上の評価にしております。そしてFは理想的なのですけれども、事業に対する理解や協力意識が高くて、尚且つ住民委員会からも提言がありました地域の活性化ですとかまちづくりとか、今回の事業に結び付けて相互理解、共同共栄の状態が維持できる、これが理想でして何とかここに持っていきたいのですが、残念ながら今のところ難しい状況になっております。意見交換会を開催することで意見を聞いて総合的にこのAからFの判断をすると、これが新しい評価方法になります。

(4)で第一段階の10から5に絞り込む時、10候補地から上位5候補地を選定する方法

を採用したのですけれども、結果的に5候補地の順位はどうだったのかということが問題になりました。あの反省を踏まえて、今回の第二段階の評価では5候補地から3つ選ぶのではなくて、5候補地から2つを除外して3候補地を結果的に残すかたちにしてはどうかとの考えでございます。結果的に残るのは3つですが、3つ選ぶのと2つを落とすのとは大きく違いますので、これは後でご説明します。

最終的に判定基準としてはAからCがあります。これはマイナスの方向ですから、その数を各候補地比較して、これの多い2つを除外していく、同数の場合にはAのほうが負になりますから、Aを除外、Aが同数ならBと、そういうふうに徐々に下ろしていったかと考えております。

続きまして2頁目ですけれども、課題2の解決方法の検討です。これは評価方法が第一段階と似ているという指摘に対しまして、2頁目の(1)ですけれども前は大きく6項目で評価したのに対して、今回はさらに細分化して17に分けております。ですから全く違った評価方法になると考えております。2番ですが、評価項目が同じでは結果も同じになるのではないかとのご指摘ですけれども、評価方法が全く違うということですので、仮に同じような結果になってもそれは偶然です、現段階でその結論を誘導することはありません。それから3番目の評価項目の再検討。これに関しては、現在の評価項目は『最終処分場の性能指針』という本がありまして、その中の評価項目を引用しております。ですから、これ以上のもはないと考えております。それと候補地選定、絞り込みの段階で住民の意見を反映させるというのは既に新しい方法でして、こういう方法を採用した事例はございませんので、既に新しいことをやっていると考えております。ですから、この方法でいきたいと考えております。それと2の2ですけれども、意見交換会で出た評価と現地踏査した後の第二段階評価をどう扱うかの関連なのですが、課題1で示しました結果と現地踏査の結果は優先順位を付けてしまうというふうに考えております。ここで青字で書いています提案なのですが、今回の事業に関しては住民合意形成が最重要になる認識を持って優先順位を付けます。先ず優先順位1は、住民の意見を総合的に判断した結果、これはAからFになります。それについて優先順位2として現地踏査による評価を位置づけする、こういうかたちにしたいと思っております。結果的に申し上げますと、意見交換会で出た意見が最も尊重されますので、基本的には意見交換会の結果で絞り込みがほぼ決定するかたちになります。

そのあと今度は4番のほうで第二段階評価で現地踏査した結果は扱いがちょっと低くなるのですけれども、これはどういう使い方をするか、ここには書いていませんが、意見交換会をできなかった場合、その地区の順位を決める使い方と、あともう一つは仮に誘致があった場合にその採用基準に関して使う、その考えのどちらかになるかと思えます。誘致地区の採用基準は、前回に関しては落ちた候補地よりも高評価であれば誘致地区を採用してもいいのではないかとのお話があったかと思いますが、今回の場合には優先順位を付けていますので、優先順位が高くても現地踏査をしたら点数が低いケースもあります

ので、そういうのを1から5に考えております。ただ、こういう状況ですので、誘致地区に関してハードルを高くする必要は全くないと考えておりますので、できれば5番ですね、5候補地の評価が最も低い地域よりも得点が高ければ誘致地区として推薦してもよいのではないかと考えております。

それから課題3、4ですけれども、4頁目になります。3と4は連続していますので、一緒の状態でご説明いたします。前回の反省を踏まえて、5候補地から2候補地を除外して3つを残す考え方なのですけれども、これでいきますと、次に示しているような手順で3つ残すことができます。こちらの資料3の2頁目の図も合わせて見ていただきたいのですが、先ず(1)で意見交換会及び現地踏査ができない候補地の評価です。具体的に言いますと、垣花地区でして、この地区に関しては住民説明会もできておりませんし、意見交換会及び現地踏査も難しい状況にあります。こういう状況ですと、除外することも選ぶこともできない、だから今、全体的にこのようにして事業が止まる、前回もそうですけれども、こういうことになっております。そういう状況で5から2つを除外して3を残す方法を採用すれば、図のように事業を進めることができます。先ず、意見交換会が実施できないと優先順位1の住民意見を総合的に判断ができませんので、残りの4候補地については総合評価ができるかたちになります。この4候補地というのは、意見交換会を実施できた候補地となります。意見交換会を実施できた4候補地については、現地踏査を行って次の第二段階評価を行います。そして意見交換会を行って、尚且つ現地踏査を行った候補地から2つを除外、4から2を除外しますと、2つ残ります。それで評価ができずに残った垣花地区に関しては評価ができないということで残らざるを得ない扱いになるので、評価ができなかった地区は残したまま評価して残ったところと合わせて3つを理事会へ報告します。但し、垣花に関しては第一段階評価までしかやっていないことにするというかたちを考慮しております。

資料3にその手順を載せておまして、先ず一番上に5候補地ございます。仮に意見交換会を実施できた地区が、例えば4地区あって、できなかったところが1地区であった場合、A B C D ができてEができないとか、そういうかたちなのですけれども、A B C D の4地区に関しては青色で書いていますが、意見交換会が実施できたということは優先順位1の評価ができるということになりますので、除外対象になりますから、2つの候補地を除外できます。但し、Eの地区については意見交換会ができておりませんので、評価ができませんから、除外の対象にならないということで残ってしまいます。現地踏査の場合も同様の手順になります。現地踏査が実施できたということは、優先順位の評価ができますので土地の評価ができるかたちになります。それに対して現地踏査ができない、ここではもう一つ増えたと想定しているのですけれども、これでいきますと D E は評価できないので最終的には残ってしまいます。ですから、最終的に残る地区としては先ずEがございまして、そして土地の評価ができない D が残ります。Cに関してはA B C を比較してA B が落ちてCが残る、そういう手順になります。これでいきますと、C D E の3つを選ぶのではなくて、

CDEの3つが残ったかたちになります。これは5候補地から2候補地を除外して3候補地を残すというものです。この考え方でいきますと、5頁の意見交換会とか現地踏査の実施を促す効果にも使える、垣花同様いろんな接点を拒否する状況にあります。仮にそういうことがあった場合に土地の評価ができませんので、結果的に候補地として残りますよということが言えるのではないかと考えております。つまり、意見交換会ですとか現地踏査を実施したほうが、地元の声ですとか意見を正しく伝えることができると、そういうことで意見交換会ですとか現地踏査の実施を促すことができるのではないかと期待しております。

それから4番、そういうことをやって最終的に垣花が残ると、垣花の反対運動がさらに強くなるのではないかと懸念と、その他ですけれども、第一部会としては3候補地を理事会へ報告することが責務ですので、最終的判断は理事会にお任せするかたちになろうかと思えます。非常に反対が強い地区を3候補地の一つに残すというのは非常に残念なですけれども、ただ現状のフロー、緑の線が下へおりていかない状況を打開するためにはこの方法しかないのではないかと考えております。あとはこういう段階へ来て時間をかけて慎重にという意見がちょこちょこあるのですが、問題解決のために時間をかけるというのであれば、当然、それは必要ですけれども、ただ、そうしている間にも南部のごみは中部へどんどん行っていることが前提ですので、それではいけない、地区内でごみ処理を解決させることが今回の事業の趣旨ですから、早急に実現する必要があるという自覚を持っていただきたいということと、今後はできるだけ、今回このように提案していますけれども、こういうものに対しての批評ですが、良くないところがあれば直しますが、感想とかそういうことではなくて事業を進めていくためにどうすればいいかのアイデアを出していただきたい、そういう時期に来ているのではないかと考えております。以上です。

## **部会長**

有り難うございました。結構、新しい方法が出されております。今の説明に対していろいろご意見を出してもらいたいと思えます。

## **まず、ごみ減量が大事ではないのか**

### **委員**

この新しく出されている方法ですね、発想のほうも選ぶのではなくて落とすという、要するに対象外を外すというような発想からいくことは評価したいのですが、振り返って、この前の糸満市真栄里地区での説明会に行っていくつか感想があります。それは先ず、真栄里地区の説明会で4つほど感じたことがあるのです。一つは住民のほうで、ほとんど反対意見であった点、そして選ぶ時にその頭越しに選んでくれるな、という意見もありました。この辺り、私もちょっと気にしたわけですがけれども。それともう一つ、総論の部分で



各助役の方々、当然、私も説明しましたが、それについては何ら反論はなかったのですが、私がごみ減量を最大限目標にしないといけないと言ったときの反応がちょっと弱かったことが気になったのです。つまり、反対意見は極めて自分たちのところに造ってくれるなどというだけの反対であって、全体的な反対ではないというふうな感じを受けたわけです。もう一つは極端なのですが、最終的に真栄里地区が5つに残っているのは何故なのか、何でここが5つに残ったのか、私は途中から入ったので、その経緯が分かりませんし、私個人の意見ですけれども、少なくとも住民の中にごみ減量の意識がまだまだ足りないという感じがしたわけです。それでその後2、3日考えて、恐らくこの反対意見がこのまま他の地域にもどんどん広がっていくであろうと感じたときに、この案とは別案になるのですが、一つの提案として検討できればと思います。時間はかかるかも知れませんが、元に戻って、ごみ減量がまず必要なんだということを前提に各地域でごみ減量を競争させて一番ごみ減量が成功しなかった地域を10箇所ぐらい選ぶ、そこから入ったらどうかと思うのです。そうすれば、少なくとも上からの意見ではなくて、住民自らの行動の中で選ばれた、要するに達成できなかったという点で大きな反対意見、反対する理由もなくなるのではないかとこの発想です。つまり、頭越しではない自分たちの行動の中から仕方なく選ばれたと、そのためには一生懸命ごみ減量に努力しなければいけません。恐らく、これがずっと続いていけば、最終的にごみ減量は相当成功するのではないかと考えています。そういう住民に選ばせる発想はどうか。当然、選ばれた所でも法的に非常にまずいところはいくつかあると思います。それは当然、環境的な立場から除外せざるを得ないと思いますけれども、少なくともそのスタートラインは「ヨーイ、ドン」で皆にやらせる、皆に選ばせる。減量しなかったら、自分たちの所に来るのだと、それでも構わないのだったら、減量はあまり心配しないかも知れませんが、どうしてもここは駄目だと思ったら一生懸命減量しようと努力するのではないかとこの発想です。ただ、これは今のこの部会のスケジュールに相反するものですから、時間はかかることは目に見えていると思いますけれども、少なくとも糸満市真栄里地区に参加して感じたところがそういうことでした。

## 部会長

最初に戻る、これまでの積み重ねを一応、白紙に戻すというものでして、そういったご意見もいいと思いますけれども、まずは現在、出されている意見の検討をやるべきではないかという気がします。かなり今のご提案、これから審議はすると思いますが、時間がかかるものではないかという感じはします。今の提案に対して何かございますか。

## 委員

2を落として3を残すというような方法論の問題ではなくて、ニュアンスがかわってきているようなことを持っているようですが、私としては住民と第一部会が意見交換をやった唯一の糸満市ですから、僕は糸満市民への説明責任がございまして議会で問われます。

第一部会がどういう動きになっているのかと問われます。途中でこういう変更があつては、私は困ります。当初の考え方で、先ほど助役と担当課長会議で意見を交わしましたが、当初の考え方に則って、多少時間はかかるにしても、基本的に当初の考え方のとおり、第一部会と住民の意見交換会をやらないと、他の方法でやろうという考え方はかえって住民の混乱を招くと思います。

### **部会長**

今の提案にもあつたのですが、これまでいろいろな議論を重ねてきて10箇所から5候補地に絞ってきた努力ですか、そういったものも一応念頭に入れて、ということだろうと思います。結構、今の提案もこれからのスタートということもありまして、住民に選択をさせるとしても、またどういった選択の方法があるのかいろいろな議論が出てくるだろうと思います。一応、これまで第一部会で議論されてきたいろいろな課題、先ほども事務局から説明があつたのですが、建設的など言いますか、そういった立場での議論と言いますか、第一部会でこれまで議論されたことを踏まえてのもの、別に否定するという事ではないと思いますが、やはりこれまでの議論の積み重ねを現在、延長をしております。

### **委員**

私もその辺りを強引に、ここまで来た以上、途中からの方法ですから、これは一応頭の中にそういう方法も一つあるのではないかということでもいいのではないですか。

### **部会長**

今の意見としてどうでしょうか。

## **地域住民との意見交換会が先決**

### **委員**

いろいろ案がありました。1から4まで、こういった場合はこのようにやっていきたいと思います、という案がありますが、最終的にはそういった意見交換会ができなかったものについては残るということで表現的にはそういった中身になっています。これはあくまでも最悪の場合を想定しての中身になっているわけですね。まず、私たちは全体の確認、あるいは先ほどの担当課長会議でもいろいろ意見がありましたように、そういった地域に入って意見交換会ができなければ、このフローチャートにもありますように、合同の意見交換会に対してまずは努力をすべきではないかと思っているわけです。地域に入ろうとしても入れない、これは前回の会議でも一応出ている話であります。この辺を先ず模索して4つの案が宿題、課題であるわけですが、結局、いま真栄里地区には説明できましたが、後の4地区については説明できないとなった場合、最終的に2つを落とすことになるわけです。

が、では意見交換会をもった所は抜けていくよ、といった中身になっていますよね。これは先ほどもおっしゃっていた最終的手段ではありますが、先ず持って合同の意見交換会、地域のそういった有志を集めてもらいまして、意見を出してもらおうという、要するに法的な意見陳述とか、そういったものを参考にしながら地域の意見を聞くという方向性を模索すべきではないかと思っております。

### **部会長**

住民の合意形成と言いますか、意見交換会を先ずは全体でやってみてから、ということですよ。他にご意見ありませんか。

### **委員**

このA3の2枚目の案ですが、上の案はABCDの地域が意見交換会が実施できたという前提になっています。その下のほうはABCだけが意見交換会ができた前提になっていますが、もしここで意見交換会が今の真栄里地区だけで他のところが全然できなかったときには、どのようにこの方法を採用していくのか疑問に思っているところです。

### **部会長**

そこら辺はどうなるのですか。

### **事務局**

意見交換会ができていないのは真栄里地区だけですから、真栄里地区がAからF評価のABCの基準が多い、候補地として適さないということになれば、真栄里地区は除外されます。ですから、残りの4地区からさらに1候補地を落とすかたちになります。落とすために、意見交換会ができませんよ、と。次は現地踏査しかありませんから、現地踏査して落とすことになります。

### **委員**

現地踏査も仮にできないとなれば……。

### **事務局**

それは想定していません。それですと、第一段階評価で止まった状態になりますから、ちょっと議論が戻りますので、それは想定していません。

### **委員**

5箇所の中で1箇所は住民説明会が終了しました。残り4箇所をどうするかですけれども、その中で住民との意見交換をすることを決定して、そしてそれがどうしたらできるの

かを話し合うべきではないかと思います。例えば、方法として西原町でしたら、西原町の各字の区長を集めてやってみたりとか、そういうふうになんとか中へ入っていきける方法を具体的に話し合う、そういう方向がいいのではないのでしょうか。やらないという状態であれば、先ほどいったような方法でしかできない、やれないのではなくてできない、そういう方法でしかありませんよ、頑に相手が拒否をするようなそういうかたちになる。やるとなったら、どのような方法であれば、中へ入っていきけるのか、そういう具体的な方法論に集中して話し合いを持っていったほうがいいのではないのでしょうか。

### **部会長**

意見交換会をどうしたら持っていきけるか。これに集中したほうがいいのではないか、説明会を開くよう、まずはもっと努力するべきだと、やむを得ない場合には事務局案の方法を使ってもいいということですか。

### **委員**

それは現段階では言えませんよ。私は資料2の中の、10月23日に糸満市真栄里地区で実施した意見交換会ですが、その他の4候補地に関しては意見交換会の開催が難しい見通しであると、これは非常に引っかけますね。真栄里地区で10月23日にやったのは、他の4地区も同じ土俵で意見交換会をするのだというのが原則です。それを今の段階でこういう案が出てきましたらね。最近になって真栄里地区の区民から、他の所ではやっていないようだが、どうなっているかということを知りたいんですが、僕は12月の議会では説明できませんよ。

### **委員**

助役がおっしゃるとおりだと思います。ですから、できる方法を模索していくことに知恵を絞ってはいかがでしょうか。

### **部会長**

この案が出たのは、恐らく完全に座礁したと、問題解決がかなり厳しいという判断の下でのものではないかという気はします。ですが、まだまだ時間はあるというようなことで判断すれば、これから意見交換会の投げかけをどれぐらい努力してやるかということになるだろうと思うのですが、今までいろいろ話し合ったのは意見交換会が実施できなかったというのが大きな要因になって、新しい案が出てきたらと思うと思います。もっと努力していくのかですね。

### **委員**

例えば、第一部会として地域住民が絶対反対である地域を候補地としてあげることが、

そういう地域あるいは住民に説明がつくかどうかという問題があると思います。わざわざできない地域を選んで出すのですか、というような話になりますと、納得が得られないと思います。ですから、地域説明会は一通り終えてからということになりませんと、バツだというのであれば、第一部会としてそういうふうに言い切れるのか。あなたたちが聞かなかったから、決めましたということに道理性があるかどうか疑問です。

## 部会長

そこら辺が問題なのですね。例えば、第一部会は3候補地に絞るのが最終的な責務ではあるのですが、反対のところを3候補地にあげるかどうかになります。決めたら決めたで我々の責務はそれで終わるかも知れませんが、理事会のほうもまた問題として同じような結果が出ないとも限りません。そこら辺は第一部会として本当にそれでいいのかどうか、慎重に検討しなければいけないだろうと思います。説明会が開かれない状況もあったのですが、各市町村とも議会の中で十分な説明は恐らくできないだろうとは思っています。

## 委員

正直いって、乱暴な感じがするのですね。先ほどの住民に決めさせていこうというのは非常に良いことだと思いますが、この段階では如何なものかと。2カ年前からこういう話はあるわけです。皆さんが「総論賛成」必要な施設ですよと、競って努力をして努力したところは当然、一つの判断として努力しないところは受けざるを得ないんじゃないですか、と説得の仕方もあるかと思いますが、これは一つの方法ですが、この段階になってからは如何なものかと思います。

そして住民説明会が暗礁に乗り上げてしまっていると、逆にそういう決定をして3候補地にしぼったときに余計に反発がきますよね。住民説明会ができませんでしたので皆さんはこういうことで残ってしまいましたよと、これではもう説明責任が果たせないと思います。ですから、住民説明会をする努力と、決定してそこに住民が反対して、それでも1候補地を決めて建設していくと、どこがより行政としてできる部分かだと思います。もちろん、時間も迫って決めなければいけないところにきているわけですが、決めた後の今、申し上げたようなことを行政が整備する、またそれは担当の部分がやるとしても……。確かに、4候補地は説明会を受けません、と言っていますが、住民説明会の方法を、先ほども提起がありましたし、私も前回提起をしました。では、区長さんを中心にしてその住民ができなければ、いろいろなかたちの意見を聞くことはあり得るのではないですか、そこを努力してみるのが先決ではないですか。

そして、先ほども課長を含めた会議の中であつたのですが、10候補地の段階でも皆、それは総論賛成です、ということで覚悟を決めてやったことではあるのですが、恐らく自分の所には決まらないだろうということがあつたのではないかと、との意見もありました。そうであれば、余計に候補地に決まったら、首長、理事者も含めて何とか説得をして説明会

ができないのか。説明会ができない、真栄里地区のスタイルでできないのであれば、先ほどもありました区長さんを集めてとか、団体の方と言いますか、その地域の婦人会や青年会、老人クラブとかいろいろあるでしょう、そういうことだったら、割と集まってもらえて反対の意見にしろ、全体的な部分で駄目だということになるかも知れませんが、今、言ったような努力を先ずして試みる。説明会ができないところは残ります、という方法よりベターな方法ではないかと私は思います。先ずそこを努力してみてください。

## **部会長**

議事録の中でも意見交換会をやはりやるべきではないかと、前回の資料の中にもあります。そういったことを踏まえても、先ずはもっと努力する必要があるのではないかという気がします。そこでいろいろもっと意見を聞いてみたいのですが、どうでしょうか。

## **委員**

この資料2の5地区について書いてあるのですが、前回の10月19日の会議以降、この残った4地区にどのようなアプローチをして、どういった返事をもたらしているのか、少し説明してほしいのです。ここに括弧書きで見込みと書いてありますが、これはどういう意味なのか。それからまた一番下の見込みと何が違うのか、そこら辺の経緯を少し説明してほしいです。

今日、提案の部分は検討に値すると思います。要するに、こういった頑な姿勢で意見交換会あるいは説明会なりを拒否しているところをこういったかたちで採点しますよ、と投げかけて、どうしますか、と相手の意向を確かめたいということも入っているだろうと思います。先ず、前段のそういったアプローチをして、どういった返事をもたらしているのか。先ほど具志頭村の安里地区では署名活動があるとか何とかありましたが、どうして反対なのか、意見集約がなされたというお話を助役さんがしましたし、いろいろ動きもあると思うので、その間の事務局のアプローチと返事を聞かせてほしいです。

## **部会長**

それではそこら辺の意見交換会の実施の見込み等、これまでの経過について。

## **委員**

前回、話がありましたよね。方法としては区に入れなければ、集まってもらって、という話もあったので、それがどういうふうになされたかですね。

## **5 候補地とも平等の原則で**

## **委員**

先ほどの市町村助役及び担当者会議の資料1なのですが、考察の中で地区ごとに第一部会との意見交換が入れるように調整中というような文字がほとんど見られますね。それから、説明会に応じるように「説得する」「応じる」「反対あり」とか、そういうような担当課長の前ではそう言っておきながら、この助役・第一部会の中で、こういうかたちで出てくるといのは非常に相反するのではないかと思います。担当課長は各候補地が第一部会との意見交換会の調整中だという解釈で帰ったと思いますよ。これを終えて、今、このように資料が出てきて、開催が厳しい見通しであるというのはどういうことなのかな。基本に戻らないと、先に糸満市真栄里地区でさせていただいた説明会も、良い方向に向かうはずのものが、こういう開催は難しいという表現をしてしまうと、逆に真栄里区民がどういう考え方に変わっていくのかなと思っています。

基本に戻らないといけませんよ。皆、12月議会がありますからね。議会が怖いのではないのだが、何故糸満だけなのかということです。真栄里の区長は優しいですよ、協力的ですよ。これは5候補地、皆、やるというのが原則なのです。

#### **部会長**

第一部会は公開の原則に基づいて、住民との意見交換を常に視野に入れて、それをある意味で大前提にしながら、意見交換会をしているわけですので、そこら辺はまだまだ時間的な余裕はあるのかどうか。ないにしても、ちょっと外すということはかなり厳しい処置になるのではないかという感じはします。

#### **委員**

先ほどの説明はできないのですか。

(事務局から5候補地の現状についての資料を配付)

#### **部会長**

この場合、氏名等も入っておりますから、取り扱いには十分注意していただきたいと思います。

#### **事務局**

これは現在までの5地区とのコンタクトの状況です。先ず具志頭村の安里地区です。9月13日、27日、10月12日、17日、24日に訪問しております。その他にも電話いたしております。それから西原町小那覇地区です。10月11日、12日、17日、31日。小那覇地区については一回、意見交換会を持つということで交渉をしていたのですが、その後いろいろ事情がございまして、開催ができなくなりました。それから東風平町外間地区は9月15日、10月18日、11月2日に行っております。糸満市真栄里地区は9月30日、11月2日です。あと垣花地区については、10月16日に事務局長と反対協議会会長と面談した時に、話し合いに応ずるように申し入れております。こういうような状況であります。中身につ

いてはご覧になっていただきたいと思います。以上です。

## 委員

今、もらった資料から先ず入っていきましょうね。1番目に、安里地区については10月25日に意見交換会を反対住民との意見交換を図っていきたいとありますが、この結果はないんですね。意見交換会をどうするか、安里地区から未だもらってないのですね。

## 事務局

こちらからは区長さんやあるいは向こうの議員さんとお会いしたのですが、未だ返事はいただいております。

## 委員

ですから、返事は未だもらっていないのに、資料2では意見交換会拒否と書かれているから、その整合性をとってもらわないと。小那覇地区もそうですよね。10月31日、11月5日以降に再度区長と連絡を取るように、とのこととなっています。その後、何かあって、資料2の書き方になっているのか、そこら辺の説明がほしいのです。外間地区は5候補地の合同会議に出席してもよいとの意向とあります。これでは意見交換会は拒否するけれども、合同会議は出席ということでもいいのか、そこら辺をもっと詳しい説明ができませんか。

## 委員

別に名指しで強調しているわけではないのですが、例えば、今、お話がありましたように、一番最終的に配られた各地区の反対の状況について、一番最後の頁にあります垣花地区（玉城村）、地元にかえて協議するということになっているのです。最初に渡された資料2では開催が難しい見通しであると、これでは全然、整合性がとれていないと僕は思っています。

場合によっては、12月議会で資料要求されます。要求された場合に、これを持ち帰っては我々は持っていません、とは言えませんからね。基本的に各地区とも住民と第一部会が協議するという確認をして、最終的にはやっていただきたいのです。そうしないと、皆さん方も糸満だけはやってありますよ、他はできませんよ、と首長にも理事会にも説明できませんよ。

## 部会長

今回の協議事項、絞り込みについてとあるのですが、前回会議の方法が十分踏まえられていないということがありますね。新たにと言いますか、いろんな情報から判断してみると、開催が困難とか、そういったところまでには未だ到っていない状態ではないかという



感じはします。だから、意見交換拒否となっはいますが、本当にそうなのかどうかについては、この資料からすると、十分ではないのではないかという気がするのです。前回会議のことを踏まえれば、もっと協議をする、新たな候補地絞り込みの内容についてはさらに検討する必要があるのではないかという気がしますけれども、皆さんどうでしょうか。

## 委員

だから、少なくとも私たちは部会ですよ。前回確認したのは行っていただきたい。住民説明会のセッティングを一生懸命、事務局が求めているけれども、できません。では、そうであれば、それに代わるものもいいのではないですか、と言ったら、外間区は合同だったらいですよ、ということも出てきているわけです。絶対拒否です、ということではないわけよね。もちろん、反対決議をして署名もとって反対ですよ、という意見をその場で述べてもいいですよ。ということをして、いずれにしても同じ土俵に立たなければということ、例えば、拒否しているからこの部分は候補者に残りますよ、といったことは乱暴な論理でね。もちろん、そうだからといって、いちいちそこまで誰々に聞くかということではなくて、少なくとももうちょっと住民の意見を聞くという部分の努力をやる必要があるのではないですか。

例えば、事務局は区長さんということをやっていますよね、その分に行政の責任で、糸満市は事前に助役自らがそこに行って意見が「ああだこうだ」とありましたということも含めて、それでも絶対駄目だという状況になった時に次はどうしましょうか、という議論にすべきではないですか。議論というのは積み重ねてきたものを整理する、それが委員会だと思っています。提起されて確認して、その方向にしましょう、というのが前回の会議だったと思っています。その部分がこれから見てされていないわけです。先の合同会議でも申し上げたようにね。そういうことをもうちょっと部会としても一緒になって努力することが必要じゃないですか。それからどうしましょうか、ということになっていってほしいですね。

## 委員

真栄里地区では反対がやはりありました。だけれども、皆さんの気持ちはよく分かりますけれども、どこかに造らなければいけないということで進めていますので、あちらは「あなたは賛成か」と私に言いたいようなことで話してましたけれども、どこかに造って解決しなければいけないと私は申し上げました。そのように意見をもっと聞いて、もう少し努力することもあるのではないかという考えであります。

## 委員

前回協議したことも確認されておりましたよね。自治会ごとにできなかつたら、何名か代表で合同の意見交換会をもってはどうかということでした。今、提案されているのはそれ

が終わってから、それができなかつたらどうするか、の案だと思います。次の2番の協議事項、この意見交換会をどうするかというもの、これに努力するというのではなかつたかなと思います。今の意見は、これに向けてもっと努力すべきではないかということだと思うのですけれども。それも拒否されてできない、現場にも入れないときには、この提案ができるのかどうかということではないかという気がしますけれども。

### **部会長**

そうですね。今はどちらかと言うと、いろいろな模索、方法の説明で……。決定ではないと思うのですけれども、ただ、今いろいろな話が出ているのは前回会議の課題事項がどうなっているかについて、2番目にあるわけですので、それをやりますか。

### **委員**

議論を先にしたほうが良いと思います。

### **部会長**

1番目で、ある程度2番目の課題が出ている状況ではあるのです。引っ括めてやってもいいと思いますので、まずは資料4についての説明にいきましょうね。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは資料4について、事務局の説明を求めます。

### **事務局**

それでは資料4にいきたいと思います。合同会議の開催について、先ほど来、出ております問題に関連しますので、これから進めさせていただきます。合同会議を諦めたわけではなくて、今後取り組んでいこうということは事務局でも進行中であります。ただ、この会議にはまだ間に合わなかつた部分でありまして、決定ではありませんので、さらに今後合同会議を進めていくようにはもちろんできます。それで今回、ここに3点ほど出したのですけれども、取り組んでいこうということで確認をしたいと思います。

先ず、区長さんあたりと調整はしておりますが、まだ返事等の具体的なものが出ておりませんので、逆にこちらから実施日を設定するという考え方はどうかという提案であります。

次に、残り4つの候補地の中で参加できる候補地が3つは駄目で、1つはOKをもらったとして、それでも実施すべきか否かの問題もあります。事務局としては1箇所でもあれば、開催していこうという考え方は持っております。

3点目、では参加しないという候補地についてどう取り扱っていくか。今回、これらを取りまとめて議論していただきたいと思っております。以上です。

## 部会長

ちょっと飛躍している部分があるかと思いますが、これは前回会議の確認をやってきたわけですが、そのようになされていないというような文面もあって、事務局のほうも結構、慌てていると言いますか、その部分もあって、その中には意見交換会等も含めて、ということもあるだろうと思いますが、今の提案をどのように処理するかになりますが、どうでしょうか。

## 委員

前回会議で合同会議が先ずは前提ということでしょうか。

## 委員

合同会議、5候補地を一遍に一箇所に集めて意見を聞くのか、あるいは一箇所ずつ時間を決めて意見を聞くのか。

## 部会長

真栄里区のほうが一応、意見交換会はやっていますので、残りの4箇所をどのようにやるかが一番大きな課題ですね。あるいは一遍に顔を合わせて、意見を言い合うのかというのはどんなでしょうかね。

## 委員

候補地ごとにやらなければいけないと思います。

## 委員

候補地ごとにやったほうがいい。

## 委員

反対であれば、反対でいいわけですよ。原則は住民が主人公ですからね。しかし、開催はやらなければいけない。

本当は資料2以降、資料4はいいのかなと思うのだが、資料4の候補地についても不整合があるので。何で今ごろの段階で参加しない候補地の取り扱いについてどうするかと、これは誰が決めたのですか。提案のやり方はまずいと思いますよ。もっと努力すべきだと思います。

資料2の中で先ほど言ったものについても、持ち帰ると議会で提出を求められたら、出さないといけないわけです。それで僕は資料として持ち帰らないで置いて帰ったんですよ。候補地の絞り込みについて、とあるのですが、全然相応しくない資料だと僕は見えています。議会から求められたら、僕は出さないといけないわけです、議会から追及されます。

## 事務局

最初から整理しますけれども、合同会議は一箇所に集まってやるということで前回決めたと思います。別々にやるということについてはちょっとまた逆戻りだと思いますので、個々にできないから全体で集まって、ここに来てもらうということだったと思います。

それから、資料4の実施日の設定とは、いつ頃がいいのか提案したいということであり、これから想定すると、参加できない所がもし出てきた場合に出てくるまで待つのかです。そうすると、来年の3月までに候補地の決定を理事会でやる分について、これが本当に可能かどうか。スケジュールは前回確認しております。3月までに候補地の決定をするという状況からすると、おっしゃるとおり、それが理想なのですが、それが本当にできるまで待つのか。それはどの段階までを認めてもらえるのか。そうしないと事務局としては4つ揃うまでとなると、時間がかかるのではないかと。努力はいたしますが、ただそういったときに、もし、そういった課題が想定されるのであれば、どういたしますか、の提案でございまして、やらないということではございませんので、その辺をもし議論できるのであれば、議論していただきたいということです。とにかく、そういう取り組みができるように委員を決めてやりなさいということであれば、それは結構でございます、それはやります。ただ、だらだらと地域が返事を出すまでそのまま時間だけを過ごして、そういったかたちで引き延ばしを計られると、南廃協としても時間的なことも考えなければいけないのではないのでしょうか。

## 意見交換できるよう最大限の努力を！

### 部会長

この件については、行政のいろいろな仕事をするには今後、住民の意見というものが一番大切な事項になるだろうと思っております。それでこそ、いろいろな協議をやって、初めて喜ばれる施設を造らなければいけないわけですので、反対にもかかわらず、そこに施設を造るのはかなり厳しい状況になるのではないかと感じています。それを我々のほうが反対でも決めていくんだという姿勢を持てるのかどうか。十分意見交換し説明して、行政は進まないといけないと思う。今後、日程的に間に合わないから決めましょう、とは我々としても厳しいのではないかと気がするのです。

やはり、今の段階では先ずは5候補地があるわけですので、その5候補地に最大限の努力をしていくと、それで今の方法以外に方法があるのかどうか、先ずは5候補地の皆さんと話し合えるような機会づくり、それを今の部会でもっと検討するのがないのかどうか。事務局だけの問題ではなくて、5候補地を何とか説明会に持っていけるような方策がないのかどうかが一番大きな問題だろうと思います。この問題が先延ばしになろうとしたとしても、本当に我々は反対なのに、決めることができるか、そこら辺も十分議論してもらい

たいと思います。一番の問題はそこら辺なのです。

## 委員

私はそこを一番確認したつもりだったのですが、もう一度確認しますね。資料2に糸満の真栄里地区開催地以外のつもりで書かれた、要するに西原、東風平、具志頭、玉城のものと最後にもらった資料の10月25日には「11月に常会を開き意見交換会に反対するかどうか」について諮っていききたいとのことでした、と区長は言っていましたと、これは要するに諮った結果、意見交換会もしませんという返答をもらっての書き込みですかということです。

それから西原につきましては、10月31日に町首長から小那覇区長へ会合を開く話をしておくから、11月5日以降に再度区長と連絡を取るようにとあるので、区長と連絡を取った結果、西原でも意見交換会は拒否（見込み）ということになっているのでしょうか。外間地区もそうですよね。11月2日に返答が来ていましたと、意見交換会は区としてはできないけれども、5候補地合同会議には出席してもいいですよ、という返事だったのか、と確認したいのです。ですから、それまで個別の意見交換会は投げながら反対だ、合同もやることはないということで、少しつじつまが合わなくなっていないですか、と聞きたいのですけれども。

## 委員

今の質問ですが、10月25日にうちの担当職員が今の件について仰いでおります。これは11月に常会を開いて、そのときに意見交換会の反対決議が決定との区長の話でございますが、失礼な言い方になるかも知れませんが、行くとなると、そういうお話しかない状態だったのです。行くたびに常会で諮りますから、というお返ししかいただけない状態でした。最後の文言ですが、これは候補地の状況は厳しいと、担当職員から話がありました。住民の意見交換会開催についてはかなり厳しいことが実感としてあると言われております。この意見交換会というのは今までの真栄里区の意見交換会のような、合同の話ではないですよ。それから、小那覇地区についても新川さんとか町の副議長の名前が出ていますが、区長とお話するたびに、そういったいろんな行事があるということで自分だけではそういう重大なことは決められないというお話をいただいております。どこの区長さんにお話しても我々のところは住民が反対している、看板も出ていますよ、という雰囲気なのです。たまたま真栄里地区の区長さんには好意的に図ってもらって非常に有り難いと、私からそう言っただけは失礼かも知れませんが、非常に丁寧に便宜を図ってもらいました。その他の区長さんも丁寧ではあるのですが、しかし、自分では決められないというお話で延ばし延ばし、到底これが今、言う意見交換会が円滑に開かれるような状況ではないと私も思っております。担当職員のほうからも、後ろのほうに二重丸で書かれている状況であります。以上であります。

## 事務局

今、お渡しした資料は我々内部の資料です。皆さんに出す時にはもっと整理しますから、ですから、今、言っておりました名前も露骨に出ておまして、本当はこの辺は整理が必要で確定の資料ではございません。資料の整合性もありますので、もうちょっと控えていただけませんかでしょうか。

## 委員

それはいいですよ。ですから、私は前回の会議からどのようなアプローチをして、こういう結果になったのですか、と説明を求めたのです。求めたら、この資料を出してきたものですから、これとの整合性がとれないのではないかという話になったわけです。

## 事務局

これは回収をいたします。名前がしっかり出ておりますので……。

## 委員

この辺は事務局としての感触を取りまとめたものであると説明をすれば、前回からのアプローチの結果はこういうものです、と言え、今、このような資料を出したりする必要はなかったわけです。それがなかったものだから、前回からの経緯はどうなっていますか、となったのです。

## 事務局

私どもにどういう交渉をしているか報告がきたものがそのまま出ていますので。それと部会長さん、この部分だけちょっと議論を求めていますでしたが、意見交換会を行うという前回からの宿題をやる、実施日はだいたいいつ頃がいいのかと、もしやるとしたら、できるところだけで、その日はやっていいのかを議論していただいて。それとも全部揃えなさいというのであれば、事務局でやらないとも限りませんので、この辺をちょっと。資料はその後にはいたしませんか。

## 部会長

現時点でこの問題についての議論は厳しいだろうと思いますので、この資料については没にしたいと思います。問題は、これまで話し合った、部会で話し合ったのは、一箇所では説明会がもてないという状況があるので、それは是非もってもらいたいというような意見でした。同じ土俵に同じような条件の中で現地踏査もやり、検討もやっていくというのが大前提だっただろうと思うのです。今回の場合、説明会ができなかった部分が候補にあるといった感じになっておりますので、前回部会の趣旨を十分踏まえてやってもらいた

いということで、合同意見交換会の取り決め事項を考えていきたいと思いますが、こういった話し合いでよろしいですか。

## 住民の意見聞く機会をつくろう

### 委員

ちょっと、よろしいですか。苦言になるかも知れませんが、今の経過を含めて住民説明会と同じ土俵に乗ることは大事ですよ、しかし、なかなかできません、ということで合同でもいいからやりませんか、という提案だったと私は認識しています。皆さんもそうではないですか。正直申しまして、今の経過を聞いています、と努力が足りないのではないかという感じがします。

では、区長さんはいいことを言うのだけれども、いろいろ行事があるとかいうことでありますと、担当職員だけではなくて、場合によっては首長たちも含めて、議論してはどうですか。ただ、この状況を作るためのやり方の感じかなど、実施日を決めてくれ、一箇所でもできなかつたら開催しませんか、賛成か否か、今、議論しているのはそういうことじゃないんですよ。

先ほど、10候補地あがりました。皆さん他人行儀になっていませんか、との提言もありました。逆にそういう視点でやってみたらどうですか。この住民説明会の件も、区長さんの意見は聞いてあげる、日程がありませんと、これは前向きな分ではないと思います。そうであれば、事務局で十分対応できないのであれば、地元含めて委員の皆さんが意見交換会も参加しましょう、ということもあったわけですから、先ほど担当課長との合同会議でもありましたので、住民の意見というのはどうしても聞くことが前提ですよと、そうでないと、前に進めませんよ、という議論も僕らは前にしているつもりなんです。それなのに何かありきの部分でやるようなことでは、先にいった資料は一人歩きもしますよ。そういうことではいけませんよ、というのが、ちょっと議論の態様じゃないですか。だから、この資料もそういうことだったら、出してはいけないのではないですか、ということを行っているわけです。それは何かと言ったら、先ずは話し合いが前提ですよ。いくら厳しい「どうのこうの」あっても、先から僕が申し上げているのは、決めるのは簡単、決めた後に問題を取り出せるような話し合いをしましょう、という努力を含めて、事務局がやるべきじゃないですか、ということなのです。皆さん、そういうことじゃないですか。

「ありき」でやったら、できないことではないですよ。そうしたら、高圧的にやるなよ、と真栄里区の住民からありましたね。だいたい行政というのはいつも押し付けみたいに決めてきて、「こうだ」と。これだけは絶対にやるなと、そういうことも踏まえてということの部分から先から申し上げているわけだからね。今、言ったその住民の話し合いを真栄里区はやってくれました。他についてはいろいろあるにしても、あるという分を私たちも事務局に努力しなさいと言うだけではなくて、私たちも含めて、要するに首長も含めて、ここ

に説得をして、先に言った住民説明会ができなければ、集まってもらっての意見交換会、全体でやったらいろいろあるのではないかと、というのであれば、それは方法ですから、整理すればいいのであって、その辺をもうちょっと整理をしてから、それでもどうもというときに次はどうしますか、ということであって、先々をどうですか、こうですか、と決めたとところで、全然駄目ですよ。議論の繋がりがなっていない。

ですから、まずは定義として一番に住民説明会がなければいけない。そこに全力を集中してやってみるということであって……。やった結果がこうでありました、というときに、またどういう方法がありますか、と議論するべきであって、一番大事なことをこのようにしているからおかしくなってしまうと、先から私は申し上げているのです。その一点です。

ですから、これについてももうちょっと努力をしてから議論をしましょうよ。住民説明会の件を事務局だけでできなければこちらの助役さん、助役さんでもできなければ町長、首長に言って、私たちも一緒になって、そういうことができないのかどうか、最大限の努力をするべきじゃないですか。これが今一番求められていることだと思います。意見交換会ができなかったところは候補者になりますとか、これは最後の最後のやり方であって、まずは意見交換会の部分をもうちょっと、他人行儀でお互いを見ているのではないかとこの提議もされているわけですから、そうじゃない方法で住民の意見を聞くような機会を作ることにもうちょっと英知を結集していく、やるのがより一番大事なことはないですか、と申し上げたいです。今日はそれを確認しましょう。その後ですよ。

## 部会長

はい、そうですね。まずは意見交換会が第一の段階だということの結論でありますので、意見交換会を持ってもらうことが資料4のほうで考えていきたいと思います。2番、3番については特に議論の余地はなくて、今の5候補地で住民説明が十分持てるような方策を考えてもらいたいということです。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

## 事務局

部会長、もう一つ肝心なものが抜けています。今、提案があったように事務局が候補地と交渉するとなると、言い足りなかったもので、申し上げますが、どことは申し上げませんが、ある候補地から電話がありまして、ここにこういう計画があるが、あなた方はここを本当に候補地として見るのかと言われまして、南廃協の事務局が入るのはなかなか難しいところがありまして、難しい部分が想定されるのです。先ほど提案がありましたので、これは幸いですから、5候補地の助役さんだけではなくて南廃協を構成している助役さん、首長さん方が先頭になってこの候補地に対して交換会に応じて下さいよと、我々も一緒に行きますよ、と。そのようにしないと、我々は非公式の資料のように努力をしているので



すが、軽くと言いますか、その場限りであしらわれている状況にありまして、明日来なさい、何時に、いつ来なさいとやられている状況にあつて、この辺は我々も焦りがあります。しっかり実のある方法でやっていただくことも一つ議論していただけませんか。そうしたら私たちもやります。

### **部会長**

この辺の問題については当然のことだろうと思いますので、関係市町村の助役は精力的に働いてもらうと、それでも無理であれば、また何名か集まってやるとか、いろいろな方法が考えられると思います。まずは意見交換会をやることを大前提として、候補地の助役の皆さんは関係者へ説明会を求めるといふことで確認したいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

### **事務局**

一箇所にまとめた意見交換会ですよね。

### **部会長**

できる分であれば、個別の意見交換会もどうですか。

### **委員**

そうじゃないですよ。早急です。努力して後の、先ほど言いづらいのですが、と言いましたよね、今、言っているようなことをはっきり言えばいいのですよ。皆さんたちが今、初めて、区長さんは良い意見を言っていますが、なかなか日程がとれません、あしらわれているのですよ、と言いました。だからこそ、それではいけませんから皆さんと一緒に地元の助役が先ずは区長さんと会って、そういうことも含めてやりましょうと、それでもできなければ、首長にもお願いして、反対であっても説明会だけは受けてくれ、というようなことがされてないのではないですか、と言っているのです。それをやっても受けません、全然駄目です、というときになって、いよいよ合同でもいいからということではないですか。それがさっきからの議論ではないですか。

### **部会長**

真栄里地区が意見交換会をやっていますので、そういったものも今回、やったほうがいいのではないかと思います。

### **委員**

今の意見のほうがいいと思います。糸満市は真栄里地区がやったのですから、また行か

ないといけないのか、ということになります。そういうことですから、基本に戻ることです。

#### **部会長**

5 候補地の助役は先ずは意見交換会を開催するような努力をしてもらうということですね。

#### **事務局**

やるということです。

#### **部会長**

やるということですね。意見交換会の開催をできるようにしてもらうということですね。そこでまとめてよろしいですか。（「はい」の声あり）

意見交換会をとにかく、やらないとできないことを大前提にして、この問題はやっていきたいと思います。それで、候補地の状況についての資料は没収ということにしたいと思います。

前回の検討会を踏まえてのものでないですので、資料 2、3 も回収したいと思います。これを議論するのはまだ早いので。

（「進行」の声あり）

#### **部会長**

事務局、確認よろしいですか。

それでは今日の会議はこれで閉じたいと思います。ご苦労様でした。